平成２３年度税制改正要望事項

平成２２年１１月２日
外　　務　　省

１　国際開発連帯税の新設

世界の開発需要に対応するための国際的な連帯に貢献する新たな税制度を我が国に導入する。

２　特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置

認定特定非営利活動法人制度について，「市民公益税制ＰＴ中間報告書」を踏まえ要望を提出（内閣府及び環境省との共同要望）。要望の概要は以下のとおり。

（１）所得税に税額控除方式（国税 40%，地方税 10%）を導入し，所得控除との選択制とすること。

（２）パブリック・サポート・テスト（ＰＳＴ）に 3，000 円以上の寄附者が 100 名以上で判定できる基準を導入すること。

（３）地方団体が，個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定した特定非営利活動法人については，ＰＳＴ要件等を求めないこととすること。

（４）特定非営利活動法人のスタートアップを支援するため，ＰＳＴを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入すること。

（５）パブリック・サポート・テスト（ＰＳＴ）の基準値を１／５とする特例を恒久化すること。

（６）みなし寄附金の控除限度額を，学校法人・社会福祉法人・更生保護法人並みの，所得金額の 50%（または 200 万円）へ引き上げること。

（７）個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の 5，000 円から 2，000 円に引き下げること。

３　法人税率の引下げ

対日直接投資を通じた日本経済の活性化を促進するため、現在国際的に比較して高水準にある法人税率を引き下げ、投資誘致上の国際競争力を高める。【新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定。以下同じ。）及び民主党マニフェスト２０１０に言及あり。】

４　連結納税

現行法制上、連結納税を行うことができるのは、全額出資子会社のみ。連結納税対象範囲を拡大し企業組織形態の柔軟性を高めることによって、投資誘致上の国際競争力を高める。

５　租税条約の締結促進

租税条約ネットワークの拡充に向けて、関係省庁間の連携をより一層強化し、租税条約の締結促進に努める。【新成長戦略に言及あり。】

（了）